



薬食監麻発 1024 第 1 号
平成 26 年 10 月 24 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」(平成 26 年厚生労働省告示第 397 号。以下「経過措置告示」)が平成 26 年 10 月 24 日に公布され、薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項(薬事法施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 5 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。)を変更する必要性が生じた下記 1 に示す医薬品(変更前に製造販売されたものに限る。)については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととしました。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしく願います。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
エピナスチン	平成 26 年 10 月 25 日

詳細は、別添 1 を参考とすること。



2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。
- ウ 旧表示医薬品については、薬事法施行規則第 216 条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。
- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等の方法を採用すること。

<別添1>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
エピナスチン	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般用医薬品 に移行する医薬品について (平成26年10月24日薬食安発 1024第3号)

告示

○国家公安委員会告示第四十八号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則(平成二十一年国家公安委員会規則第十一号)附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があつたので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年十月二十四日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

- 一 社団法人福島県猟友会の名称
- (一) 変更前の名称 社団法人福島県猟友会
- (二) 変更後の名称 一般社団法人福島県猟友会
- (三) 変更の年月日 平成二十六年四月一日
- 二 社団法人香川県猟友会の名称
- (一) 変更前の名称 社団法人香川県猟友会
- (二) 変更後の名称 一般社団法人香川県猟友会
- (三) 変更の年月日 平成二十六年四月一日

○国家公安委員会告示第四十九号

個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第三十七條第一項の規定により次の法人を認定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十六年十月二十四日

国家公安委員会委員長 小川恵里子

- 一 認定年月日 平成二十六年十月九日
- 二 名称 一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会
- 三 住所 東京都千代田区九段南二丁目三番九号
- 四 代表者の氏名 田中 節夫

○消防庁告示第二十七号

消防法施行規則(昭和三十一年自治省令第八号)第三十一条の五第四項において準用する同令第一條の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した日本消防検定協会から認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の変更の届出があつたので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一條の四第二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。
平成二十六年十月二十四日

消防庁長官 坂本 森男

- 一 変更後の認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具
- イ 自動火災報知設備の地区警報装置
- ロ 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレ

- ハ 非常警報設備の放送設備
- ニ パッケージ型自動消火設備
- ホ 総合操作盤
- ヘ 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

屋内消火栓設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管)の簡易操作型放水用設備消火栓弁、ノズル及び消防用ホースと結合金具の装着部

チ 特定駐車場用泡消火設備の閉鎖型泡液溶液ヘッド、開放型泡液溶液ヘッド及び感知継手

二 変更の日

平成二十六年十月一日

○法務省告示第四百四十八号

不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第三十六條第一項第二号及び第二項第二号並びに第九十三條第五項第二号(これらの規定を同令及び他の省令において準用する場合を含む)並びに第二百三十八條第五項第二号、抵当証券法施行規則(昭和六年司法省令第二十二号)第二十二條第一項第二号、飲害賠償登録規則(昭和三十年法務省令第四十七号)第十一條第五項第二号及び第二十二條第二号、船舶登記規則(平成十七年法務省令第二十七号)第二十一條第一項第二号及び第四十五條第五項第二号、農用動産抵当登記規則(平成十七年法務省令第二十九号)第三十六條第五項第二号並びに建設機械登記規則(平成十七年法務省令第三十号)第三十一條第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。
平成二十六年十月二十四日

登記所

指定の効力が生ずる日
平成二十六年十一月二十五日

法務大臣 上川 陽子

登記事務委任規則の
一部を改正する省令
(平成二十二年法務省令第二十九号)の規定
によりその商業登記
事務(静岡地方方法務
局、静岡地方方法務局
事務)の管轄に属する
事務(静岡地方方法務
局)において

取り扱われることとなつた当該法人の申請又は請求があつた場合の静岡地方方法務局に提出する。

附則

この告示は、平成二十六年十月二十四日から施行する。

○厚生労働省告示第三百九十六号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四條第五項第四号の規定に基づき、薬事法第四條第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品(平成二十六年厚生労働省告示第三百九十七号)

○厚生労働省告示第三百九十七号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第二十六條の二第二項の規定に基づき、薬事法施行規則第二十六條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間(平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号)の一部を次のように改正する。
平成二十六年十月二十四日

エビナスチン

○農林水産省告示第四百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣 西川 公也

- 一 保安林の所在場所 熊本県八代市坂本町川嶽 宇明神谷三九九一、三五〇三、三五〇五、三五〇七、三五〇九、三五一一、三五一三、三五一五、三五一七、三五一九
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施設要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 一の森林については、主伐は、択伐による。
- 宇明神谷三九九一、三五〇三、三五〇五、三五〇七、三五〇九、三五一一、三五一三、三五一五、三五一七、三五一九(以上六筆)について次の図に示す部分に限る。
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第四百九十号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十月二十四日

農林水産大臣 西川 公也

- 一 保安林の所在場所 熊本県八代市栗木字 廣川間五九五六、五九五七、五九六八から五九七〇まで、五九七一の一から五九七一の三まで
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施設要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 一の森林については、主伐は、択伐による。
- 宇廣川間五九五六、五九七一一、五九七二(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (二) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。